

令和2年5月12日(令和2年(2020年)度第9号)



全国保育士会委員ニュース

本ニュースは、全国保育士会委員、顧問、監事、都道府県・指定都市保育士会事務局に送付しています。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育士会事務局

〒100-8980
千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-6503
FAX 03-3581-6509
Mail hoikushikai@shakyo.or.jp
http://www.z-hoikushikai.com

<ニュースの内容>

- 社会福祉に携わる皆様へ ～ 全国社会福祉協議会 清家 篤 会長メッセージ
- 緊急事態宣言が継続された場合の保育所等の対応について（厚生労働省）
- 保育所における新型コロナウイルスへの対応にかかる Q&A について（第三報）（厚生労働省）
- 学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係る Q&A 等の情報提供について（厚生労働省）
- 令和2年度「児童虐待防止推進月間」の標語を募集（厚生労働省）

社会福祉に携わる皆様へ

緊急事態宣言の発せられている中で、様々な困難をかかえておられる方々を支援するために日々奮闘されている皆様に、全国社会福祉協議会を代表して深く感謝申し上げます。厳しい職員体制や衛生用品の不足などもあり、不安をかかえてのお仕事も多いと思います。そのような条件の下で、支援を必要とする方々に向き合っておられる皆様の献身に、心から敬意を表します。

4月7日に発せられた緊急事態宣言は、5月7日から5月末まで延長される事態となっています。各地で事情は異なるものの、まだまだ安心できる状況には至っておらず、日本社会の足元を大きく揺るがす未曾有の事態の終息はなかなか見通せない状況にあります。

かつて経験したことのない広範な社会・経済活動の停止は個人や事業者の収入の減少、雇い止め、失業などを招き、高齢者や障害児・者、児童、乳幼児のいる世帯はもちろんのこと、多くの方々が困窮状態に陥っています。特例的な緊急小口資金貸付の申請者が市町村社協等の窓口で急増している状況からもそのことがうかがえます。要は、求められる支援が、規模、範囲、内容ともにかつて経験したことのないものになっているということです。

こうした状況下で社会・経済活動の回復は容易ではないと考えられます。社会・経済活動の回復の遅れは、当然、生活困窮からの脱却にも時間を要することとなり、ま

たそのなかで生まれた経済活動や社会生活の変化は、既存の福祉ニーズを深刻化させるとともに新たな福祉ニーズを発生させることとなります。当然、私たちの支援には、長い取り組みと創意工夫が求められます。

今こそ、私たち福祉関係者は、直接支援を担う方々やその家族等の健康と安全を守る努力を続けながら、多様な支援を必要とする方々に対し、様々な制約を乗り越えて福祉サービスを提供し続けなければなりません。同時に、社会に対し制度的支援の拡充や地域支援の結集を呼びかけ、牽引していかねばなりません。

全国社会福祉協議会といたしましても、皆様の力添えを頂きながら、この国難に正面から取り組んで参りたいと考えております。私たち福祉関係者は、長く社会を支えてきた自負と経験を活かし、叡智を結集し、一丸となってこの難局を乗り越え、社会の礎としての気概を世に示そうではありませんか。

令和 2 年 5 月 8 日

全国社会福祉協議会会長 清家 篤

◆ 緊急事態宣言が継続された場合の保育所等の対応について（厚生労働省）

令和 2 年 5 月 1 日、厚生労働省は標記事務連絡を各都道府県・指定都市・中核市保育主管部局、地域子ども・子育て支援事業主管部局宛に発出しました。

本事務連絡では、緊急事態宣言が継続された場合、次の 3 点について引き続き対応を求めています（緊急事態宣言は 5 月 4 日に、全都道府県を対象に 5 月 31 日まで延長することが決定）。

全国保育士会事務局 抜粋・文頭記号,脚注,下線等加筆

緊急事態宣言が継続された場合の保育所等の対応について

- ◆ 緊急事態宣言が発出された後の保育所等の対応については、「**緊急事態宣言後の保育所等の対応について**」（令和 2 年 4 月 7 日付け事務連絡）^{*1}などでお示してきたところですが、令和 2 年 5 月 7 日以降も緊急事態宣言が継続された場合には、同事務連絡などでお示ししているとおりの対応をお願いします。
- ◆ 子どもの健全な育成を図るとともに保護者を支援するという保育所等の役割や、通常どおり運営費の支給が行われている状況を踏まえ、登園自粛や臨時休園を継続する場合の対応として、「**新型コロナウイルス感染症対策のために保育所等において登園自粛や臨時休園を行う場合の配慮が必要な子どもへの対**

応について」(令和2年4月24日付け事務連絡)※2でお示ししているとおり、保育所等において、保護者に対する相談支援などの必要な関与の継続や、要保護

児童対策地域協議会に登録されている支援対象児童への定期的な状況確認(概ね1週間に1回以上)などをお願いします。

- ◆ 当初想定されていた期間を超える登園自粛や臨時休業が行われることにより、保護者においてこれまでと同様の対応ができなくなり、保育等が必要となる事例も考えられることから、市区町村等においては、すべての保護者に対し、子どもの保育等の提供の必要性を再度確認し、適切に保育等が提供されるようご対応をお願いします。

※1 「緊急事態宣言後の保育所等の対応について」(令和2年4月7日付け事務連絡)

- ・事務連絡の本文は下記ホームページの「40」をご確認ください。
 - 厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html
- ・当該事務連絡の内容は「全国保育士会委員ニュース」はNo.3をご確認ください。
 - 全国保育士会トップページ > 会員専用ページ > 全国保育士会委員ニュース > No.3 (令和2年度第3号)
<https://www.z-hoikushikai.com/members/news/20003.pdf>

※2 「新型コロナウイルス感染症対策のために保育所等において登園自粛や臨時休園を行う場合の配慮が必要な子どもへの対応について」(令和2年4月24日付け事務連絡)

- ・事務連絡の本文は下記ホームページの「49」をご確認ください。
 - 厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html
- ・当該事務連絡の内容は「全国保育士会委員ニュース」はNo.7をご確認ください。
 - 全国保育士会トップページ > 会員専用ページ > 全国保育士会委員ニュース > No.7 (令和2年度第7号)
<https://www.z-hoikushikai.com/members/news/20007.pdf>

「緊急事態宣言が継続された場合の保育所等の対応について」(令和2年5月1日付け事務連絡)の本文は下記ホームページの「52」をご確認ください。

- 厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html

◆ 保育所における新型コロナウイルスへの対応にかかる Q&A について（第三報）（厚生労働省）

令和 2 年 5 月 1 日、厚生労働省は標記事務連絡を各都道府県・指定都市・中核市保育主管部局宛に発出しました。

問 10-2、12、13 が追記されています。

問 10-2

4 月 7 日付け事務連絡にある「ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な者の子ども等」には、どのようなものが想定されるか。

【全国保育士事務局注：「4 月 7 日付け事務連絡」・・・「緊急事態宣言後の保育所等の対応について」（令和 2 年 4 月 7 日付け事務連絡）：本ニュース 2 つ目の記事を参照】

- ひとり親家庭の子どもの他、例えば、病気や障害を有している保護者の子ども、同居している親族を常時介護・看護している保護者の子ども、要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象児童などであって、家庭での保育が困難と考えられる場合が考えられ、市区町村において検討の上、適切にご判断ください。

問 12

新型コロナウイルス感染症が一部の地域で拡大している中で、保育所の利用児童の健康診断について、どのような対応をしたらよいでしょうか。

- 設備運営基準では、入所時及び年 2 回の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて、行うこととしています。健康診断の実施にあたっては、子どもが密集する状況をつくらない等の工夫をしながら、子どもの健康状況の把握を行うことが望まれます。

ただし、新型コロナウイルス感染症が一部の地域で拡大している中で、地域の感染症の発生状況や施設の状況などから実施体制が整わず、当初予定していた時期に健康診断を行うことが困難となる場合には、健康診断の実施を延期しても差し支えありません。

なお、保育所の利用児童の健康診断について実施を延期する場合には、特に、日常的な健康観察等による子どもの健康状態の把握に一層努め、健康上の問題があると認められる場合には、嘱託医と相談の上、適切な支援を行うようにしてください。

問 13

自身の子どもの登園自粛の影響等で、調理員が保育所に出勤できなくなった場合には、給食を実施する代わりに弁当持参としてよいか。

- 調理員が出勤できない場合の給食提供については、公定価格の基本分単価に調理員の人件費が計上されていることにも鑑みれば、代替となる調理員の確保に努め、給食実施の継続を図ることが前提です。しかし、それでもなお代替調理員が確保できず、給食の実施がどうしても困難である場合には、その期間についてのみ、保管にあたっての衛生管理にも留意の上、一時的に各家庭から弁当を持参してもらう取扱いとすることもやむを得ないものと考えます。

本文等の内容の詳細は下記ホームページの「53」をご確認ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html

◆ 学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係る Q&A 等の情報提供について（厚生労働省）

令和2年4月24日、厚生労働省は標記事務連絡を各都道府県指定保育士養成施設主管課宛に発出しました。

本事務連絡は、指定保育士養成施設における実習等の取扱いについて、追加の項目が示されたものです。

問 コロナウイルス感染拡大に伴い、本来予定していた実習が出来なくなってしまった。この場合、どのように対応すればよいか。

(答)

- 本年3月2日にお示しした事務連絡において、「実習施設の受け入れの中止等により、実習施設の確保が困難である場合には、年度をまたいで実習を行って差し支えないこと。なお、これらの方法によってもなお実習施設の代替が困難である場合、実状を踏まえ実習に代えて演習又は学内実習等を実施することにより、必要な知識及び技能を修得することとして差し支えないこと。」としているので、各養成校において適宜対応願いたい。

問 コロナウイルス感染拡大に伴い、1クラス当たりの必要な学生数が満たせない。このような場合はどうすればよいか。

(答)

- 本年3月2日にお示しした事務連絡において、「望ましいが、当面の間は、

非常勤教員の確保や教室の転用・兼用等により、必要最低限の教育体制を整えることとして差し支えないこと。」としているので、各養成校において適宜対応願いたい。

なお、対面による授業を実施する場合は、感染拡大防止に最大限配慮すること。 ex) eラーニングによる授業の実施、合同授業での開催、補講の実施、レポート課題の実施 等

問 卒業までの実習が担保できない場合、どのようにすればよいか。また、仮に演習に代えることとした場合、必要な時間数や内容はどのようになるのか。

(答)

- 実習を実施できない場合は、学内での演習等に代えることで、必要な知識及び技能を修得することとして差し支えない。
- 今回の対応については、あくまでコロナウイルス感染拡大に伴う実習の確保が困難となった場合の措置であり、実習に必要な時間の短縮や内容の省略化を認めたものではない。よって、この場合における時間数や内容については、実習シラバスと同内容となるようにすること。

本文等の内容の詳細は下記ホームページの「50」をご確認ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html

◆ 令和 2 年度「児童虐待防止推進月間」の標語を募集（厚生労働省）

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加傾向にあり、子どもの生命が奪われる重大な事件も後を絶たないなど、深刻な状況が続いています。児童虐待は早急に解決すべき問題であり、子どもの「命」と「権利」、そしてその「未来」は社会全体で守らなければなりません。

厚生労働省では毎年 11 月を「児童虐待防止推進月間」と定め、家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、期間中に児童虐待防止のための広報・啓発活動などさまざまな取り組みを集中的に実施しています（平成 16 年度から実施）。

令和 2 年度も、この取り組みの一つとして、児童虐待問題に対する理解を国民一人ひとりが深め、主体的な関わりを持てるよう、意識啓発を図ることを目的として、

標語の募集を行っています。詳細は、厚生労働省のホームページをご参照ください。
皆さまからのご応募をお待ちしております。

○募集内容及び応募資格

・募集内容

児童虐待問題に関し、児童虐待防止の趣旨を簡潔に表現し、国民一人ひとりの意識啓発を図るのにふさわしい、覚えやすい標語。

・応募資格

特に制限はありません。どなたでも応募できます。

○募集期間

令和2年4月24日（金）から6月17日（水）。郵送の場合、当日消印有効。

○応募方法

詳細は、厚生労働省ホームページでご確認ください。

（郵送の場合）〒310-0004 茨城県水戸市青柳町 3896 番地

東水戸データサービス株式会社 標語募集担当 宛

（電子メールの場合）gekkkan-hyougo@e-hds.com

メールの題名は「標語の応募」としてください。

○選定

1 作品を最優秀作品（厚生労働大臣賞）として決定します。

○発表

最優秀作品は9月以降に本人へ通知するほか、厚生労働省ホームページなどで発表。

○表彰

11月7日（土）に開催予定の「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」（高知県高知市）で、賞状を授与します（予定）。

※新型コロナウイルス感染症の影響で開催中止または延期する場合があります。

○標語の活用

今回の募集により選定した標語（最優秀作品）は、国で作成する啓発ポスターに使用するほか、児童虐待防止推進月間に全国各地で実施される広報・啓発活動などで幅広く活用します。なお、著作権は厚生労働省に帰属します。

応募方法等の詳細は下記ホームページをご確認ください。

■厚生労働省トップページ > 報道・広報 > 報道発表資料 > 2020年4月 > 令和2年度「児童虐待防止推進月間」の標語を募集します 期間は4月24日（金）から6月17日（水）まで

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000203559_00006.html